

佐賀県

佐賀県における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組み

佐賀県では・・・

- 県、障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、関係者間の顔の見える関係づくりを推進している。
- 地域移行連絡会や地域移行関係職員向けの研修会など、各障害保健福祉圏域で地域移行に関する取組を継続して実施している。

1 県又は政令市の基礎情報

佐賀県



取組内容

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催
- ・地域移行関係職員向けの研修会の実施
- ・措置入院者退院後支援事業の実施
- ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業補助
- ・精神科訪問看護ステーション整備事業

基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数（R3年4月時点）	5	か所
市町村数（R3年4月時点）	20	市町村
人口（R3年4月時点）	804,741	人
精神科病院の数（R3年4月時点）	19	病院
精神科病床数（R2年6月時点）	4,173	床
入院精神障害者数 （R2年6月時点）	合計	3,331 人
	3か月未満（％：構成割合）	611 人 18.3 %
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	645 人 19.4 %
	1年以上（％：構成割合）	2,075 人 62.3 %
		うち65歳未満 728 人 うち65歳以上 1,347 人
退院率（H29年6月時点）	入院後3か月時点	61.0 %
	入院後6か月時点	79.0 %
	入院後1年時点	86.0 %
相談支援事業所数 （R3年6月時点）	基幹相談支援センター数	3 か所
	一般相談支援事業所数	17 か所
	特定相談支援事業所数	101 か所
保健所数（R3年4月時点）	5	か所
（自立支援）協議会の開催頻度（R2年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	0 回/年
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	無
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R3年4月時点）	都道府県	有 1 か所
	障害保健福祉圏域	有 5 / 5 か所/障害圏域数
	市町村	有 15 / 20 か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

- **保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催**
県及び障害保健福祉圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を開催し、本県における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて様々な検討を行う。
- **地域移行関係職員向けの研修会の実施**
地域移行を推進するため、県及び障害保健福祉圏域ごとに、地域移行関係職員を対象とした研修会を実施する。
- **措置入院者退院後支援事業の実施**
措置入院者が、退院後も医療等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるよう、退院後支援事業を実施する。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

平成16年に国が策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、“入院医療中心から地域生活中心へ”という理念が示された。これを受けて、佐賀県においても精神障害者の地域移行に向けた様々な取組みを実施してきた。近年の取組みは以下のとおりである。

- ・精神障害者地域移行推進研修会の開催（平成25年度～平成27年度）
- ・地域移行ワーキングチームの開催（平成26年度～平成27年度）
- ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業補助の実施（平成27年度～令和元年度）
- ・精神科訪問看護ステーション整備事業の実施（平成27年度～令和元年度）
- ・各障害保健福祉圏域における勉強会等の開催（平成28年度～）
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた研修の実施（平成29年度～）
- ・退院後支援事業の実施（平成30年度～）

また、平成29年度に、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が新たな理念として示されたことを受け、本県においても、平成30年度から、県・障害保健福祉圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置するとともに、地域移行関係職員向けの研修会を実施している。さらに、措置入院者が、退院後も医療等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるよう、退院後支援事業も実施している。

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜令和2年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R2年度当初)	実績値 (R2年度末)	具体的な成果・効果
①保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数	6	6	<p>県及び5つの障害保健福祉圏域において協議の場を設置することを目標とした結果、県及び5つの圏域において協議の場を設置することができた。</p> <p>各協議の場に保健・医療・福祉関係者が参加し、顔の見える関係づくりを進めることができたとともに、地域における課題等について認識を共有することができた。</p>
②研修会の実施回数	11	3	<p>全県で1回、各障害保健福祉圏域で2回ずつ地域移行関係職員向け研修会を実施することを目標とした結果、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、3回の研修会を開催することができた。</p> <p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムや地域移行等について理解を深めることができた。</p>

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

各障害福祉圏域において地域移行に関する取組を自主的に実施していること

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための普及啓発及び人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の場の開催 ・地域移行関係職員に対する研修会の開催 	行政	協議や研修の機会を積極的に設ける
		医療	協議の場や研修会に積極的に参加する
		福祉	協議の場や研修会に積極的に参加する
		その他関係機関・住民等	協議の場や研修会に積極的に参加する
退院後支援事業の実績(成功事例)の蓄積	<ul style="list-style-type: none"> ・事業利用者を増やすための工夫(説明の方法など) ・支援体制の更なる整備 	行政	事業改善に向けた検討、関係者への協力要請
		医療	事業に積極的に協力する
		福祉	事業に積極的に協力する
		その他関係機関・住民等	事業に積極的に協力する

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和3年度末)	見込んでいる成果・効果
①協議の場の開催数	10(R2実績)	16	顔の見える関係づくりの推進
②研修会の実施回数	3(R2実績)	11	地域移行の推進
③退院後支援事業の利用者数	21(R2実績)	21	包括的支援体制の整備の推進

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
R3年4月～	退院後支援事業	措置入院者が、退院後も医療等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるよう、対象者ごとに、関係者で協議のうえ退院後支援計画を作成し、退院後に当該計画に基づき支援を行う。
4月～	協議の場の開催(圏域)	保健・医療・福祉関係者間の顔の見える関係を構築し、本県における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を開催し、様々な検討を行う。
5月～	地域移行関係職員に対する研修会	精神障害者の地域移行及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を促進するため、外部講師を招き、精神科病院、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の地域移行関係職員に対して研修を実施する。
R3年1月～	協議の場の開催(県)	本県におけるシステムの構築を推進するため、県の協議の場を開催し、システム構築に向けた取組みの振り返りや県及び圏域の課題解決に向けた協議を行う。

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の特別に考える必要がある事項について

考えられる事項	想定される次期 (方向性判断の必要性が 考えられる次期)	実施する内容
<ul style="list-style-type: none">・自粛期間の延長等による会議・研修等の開催が困難な場合の対応・保健所等のマンパワー上の課題等により取り組みが困難な場合等の対応	新型コロナウイルス感染症のまん延時	<ul style="list-style-type: none">・オンラインツールを用いた会議・研修の開催・他圏域と合同による会議・研修会の開催